○甲府市地方卸売市場業務条例

平成22年12月17日

条例第53号

改正 平成23年9月22日条例第19号

平成24年3月30日条例第7号

平成27年12月18日条例第38号

平成28年12月22日条例第45号

令和2年3月30日条例第20号

甲府市中央卸売市場業務条例(昭和48年3月条例第11号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条~第5条の2)

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者 (第6条~第12条)

第2節 仲卸業者(第13条~第21条)

第3節 売買参加者(第22条~第24条)

第4節 買出人 (第25条・第26条)

第5節 関連事業者 (第27条~第33条)

第3章 売買取引及び決済の方法 (第34条~第57条の2)

第4章 業務に関する品質管理(第58条)

第5章 市場施設の使用(第59条~第66条)

第6章 監督 (第67条~第69条)

第7章 市場運営協議会(第70条~第74条)

第8章 市場取引委員会(第75条~第80条)

第9章 雑則 (第81条~第86条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)に基づき、甲府市地方卸売市場(以下「市場」という。)に係る業務の運営、施設の管理そ

の他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮 食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の 安定に資することを目的とする。

(令2条例20・改)

(名称及び位置)

第2条 市場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(平27条例38・令2条例20・改)

名称 甲府市地方卸壳市場

位置 甲府市国母六丁目5番1号

(指定管理者による管理)

第2条の2 市場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平23条例19)

(指定管理者の業務)

第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(平23条例19)

- (1) 市場施設(市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。)の使用の指定及び許可に関する業務
- (2) 市場施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(取扱品目)

- 第3条 市場の取扱品目は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定める物品とする。
 - (1) 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びにその他の食料品
 - (2) 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びにその他の食料品 (開場の期日)
- 第4条 市場は、次の各号に掲げる日(次項において「休日」という。)を除き、毎日 開場するものとする。

- (1) 日曜日 (その日が1月5日及び12月25日から同月30日までの日に当たる場合を除く。)
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月31日から翌年1月4日まで
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、消費者及び出荷者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を著しく阻害しないと認めるときは、休日以外の日に開場しないことができる。

(開場の時間)

- 第5条 開場の時間は、午前4時から午後3時までとする。ただし、市長は、市場の業務 の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更 することができる。
- 2 卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内において市長が別に定める。

(令2条例20・改)

(開設者による差別的取扱いの禁止)

第5条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(令2条例20)

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の数の最高限度)

第6条 卸売業者(次条第1項の規定により市長の許可を受けて卸売の業務(卸売市場に 出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、 又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。)を行う者をいう。以下同じ。) の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとお りとする。

(令2条例20・改)

(1) 青果部 2

(2) 水産物部 2

(卸売業務の許可)

第6条の2 卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (令2条例20)

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

(令2条例20)

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長 に提出しなければならない。

(令2条例20)

4 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、 同項の許可をしてはならない。

(令2条例20)

- (1) 法人でないものであるとき。
- (2) 法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその 刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないとき。
- (3) 第11条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないとき。
- (4) 業務を執行する役員が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 破産者で復権を得ないものであるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、 その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算 して3年を経過しないものであるとき。
 - ウ 第11条の2第1項若しくは第2項又は第69条第1項の規定により許可の取消しを 受けた法人のその取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現にその法 人の業務を執行する役員として在任した者で、その取消しの日から起算して3年 を経過しないものであるとき。
 - エ 甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団 員等(以下「暴力団員等」という。)であるとき。
- (5) 卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者で

ないと認めるとき。

- (6) 市場の仲卸業者であるとき。
- (7) その許可をすることによって卸売業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

第7条 卸売業者は、市長から前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証 金を市長に預託しなければならない。

(令2条例20・改)

- 2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、卸売の業務を開始してはならない。 (保証金の額)
- 第8条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、 当該各号に掲げる金額の範囲内において規則で定める。
 - (1) 青果部 120万円以上1,000万円以下
 - (2) 水産物部 120万円以上1,000万円以下

(保証金の追加預託)

- 第9条 保証金について差押、仮差押又は仮処分命令の送達があったとき、国税滞納処分又はその例による差押があったとき、預託すべき保証金の額が増額されたときその他保証金に不足を生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に、処分された金額又は不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。
- 2 卸売業者は、前項の規定による預託を完了しない場合においては、同項の期間の経 過後その預託を完了するまでの間は、卸売の業務を行うことができない。

(保証金の充当)

- 第10条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項の権利に優先して、保証金をこれに充てることができる。
- 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該 販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した第7条第1項の保証金 について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

(保証金の返還)

第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から起算して60日を経過した後でな

ければこれを返還しない。

(卸売業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第4項第2号、第4号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

(令2条例20)

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(令2条例20)

- (1) 正当な理由なく、第6条の2第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、第7 条第1項の保証金を預託しないとき、又は卸売の業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由なく、引き続き1月以上卸売の業務を休止したとき。
- (3) 正当な理由なく、卸売の業務を遂行しないとき。
- 3 前項の規定により許可の取消しをしようとするときは、当該取消しの相手方に対し、 取消しの原因となった理由を通知するとともに、その者に意見を陳述する機会を与え なければならない。

(令2条例20)

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条の3 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

(令2条例20)

2 卸売業者である法人の合併の場合(卸売業者である法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

(令2条例20)

3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより認可申請書

を市長に提出しなければならない。

(令2条例20)

4 第6条の2第4項の規定は第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、 同条第4項中「第1項の許可」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項の認可」と、「同 項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と読み替えるものとする。

(令2条例20)

5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割前の法人が第59条第1項の規定により使用指定を受けていた市場施設の使用が認められたものと解してはならない。

(令2条例20)

(名称変更等の届出)

第11条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところ により遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(令2条例20)

- (1) 卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開し、又は廃止したとき。
- (2) 定款、資本金又は出資金の額及び役員を変更したとき。
- 2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、規則で定めるところにより 遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(令2条例20)

(事業報告書の提出等)

第11条の5 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎事業年度の末日現在において 作成した事業報告書をその日から起算して90日以内に、市長に提出しなければならな い。

(令2条例20)

(せり人の資格、届出等)

第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、せりを行うのに必要な経験及び 能力を有する者であって、次の各号に該当しないものでなければならない。

(令2条例20·全改)

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- (3) 仲卸業者若しくは買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人である者
- 2 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(令2条例20・全改)

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の数の最高限度)

- 第13条 仲卸業者(次条第1項の規定により市長の許可を受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)の数の最高限度は、次の各号に掲げる取扱品目の部類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 青果部 9
 - (2) 水産物部 16

(仲卸業務の許可)

- 第14条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長 に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、 同項の許可をしてはならない。

(令2条例20・改)

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

- (3) 第17条又は第69条第2項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から 起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認めるとき。
- (5) 市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (6) 暴力団員等であるとき。
- (7) 法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで、第5号及び 第6号のいずれかに該当する者があるとき。
- (8) その許可をすることによって仲卸業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき。

(保証金の預託)

- 第15条 仲卸業者は、市長から前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に保証 金を市長に預託しなければならない。
- 2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、仲卸しの業務を開始してはならない。 (保証金の額)
- 第16条 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、第65条第1項に 規定する使用料の月額の6倍に相当する額の範囲内において、規則で定める。
- 2 第9条から第11条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(令2条例20・改)

(仲卸業務の許可の取消し)

第17条 市長は、仲卸業者が第14条第4項第1号、第2号、第5号、第6号若しくは第7号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる 資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(令2条例20・改)

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(令2条例20 · 改)

(1) 正当な理由なく、第14条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、第15

条第1項の保証金を預託しないとき、又は仲卸しの業務を開始しないとき。

- (2) 正当な理由なく、引き続き1月以上仲卸しの業務を休止したとき。
- (3) 正当な理由なく、仲卸しの業務を遂行しないとき。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

- 第18条 仲卸業者が事業(市場における仲卸しの業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。
- 2 仲卸業者である法人の合併の場合(仲卸業者である法人と仲卸業者でない法人が合併して仲卸業者である法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における仲卸しの業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、仲卸業者の地位を承継する。
- 3 第1項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請 書を市長に提出しなければならない。
- 4 第14条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、 同条第4項中「第1項の許可」とあるのは「第18条第1項又は第2項の認可」と、「同項 の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と読み替えるものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定による仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割前の法人が第59条第1項の規定により使用指定を受けていた市場施設の使用が認められたものと解してはならない。

(平23条例19・改)

(仲卸業務の相続)

- 第19条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の市場における仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行っていた市場における仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。
- 2 前項の認可の申請は、被相続人の死亡の日から起算して60日以内にしなければならない。

- 3 相続人が前項の認可の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第14条第1項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 4 第1項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を市長 に提出しなければならない。
- 5 第14条第4項の規定は、第1項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可」とあるのは「第19条第1項の認可」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の認可を受けた者は、仲卸業者の地位を承継する。
- 7 前項の規定による仲卸業者の地位の承継については、被相続人が第59条第1項の規定 により使用指定を受けていた市場施設の使用が認められたものと解してはならない。 (名称変更等の届出)
- 第20条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(令2条例20・改)

- (1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、若しくは再開し、又は廃止したとき。
- (2) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。
- (3) 法人である場合にあっては、定款、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。
- 2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、当該仲卸業者の相続人又は清算人は、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(令2条例20·改)

(事業報告書の提出)

- 第21条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定めるところにより、当該 各号に定める日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日以内に、 市長に提出しなければならない。
 - (1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日
 - (2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日 第3節 売買参加者

(売買参加者の承認)

- 第22条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、 市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、取扱品目の部類ごとに行う。
- 3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長 に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、 同項の承認をしないものとする。

(令2条例20・改)

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認めるとき。
- (3) 当該申請に係る取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は 卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。
- (4) 第24条又は第69条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から 起算して1年を経過しない者であるとき。
- (5) 暴力団員等であるとき。

(名称変更等の届出)

第23条 前条第1項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(令2条例20·改)

- (1) 氏名、名称若しくは商号又は住所を変更したとき。
- (2) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。
- 2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、 規則で定めるところにより遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(令2条例20・改)

(売買参加者の承認の取消し)

第24条 市長は、売買参加者が第22条第4項第1号、第3号若しくは第5号に該当すること

となったとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めると きは、その承認を取り消すものとする。

(令2条例20・改)

第4節 買出人

(買出人の登録等)

- 第25条 市場において仲卸業者が販売する通常の取引単位で販売を受けようとする者は、市長の行う登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 事業所を有する者で、生鮮食料品等を消費者等に販売し、又は加工(調理を含む。) することを業務としているもの
 - (2) 大口の消費者等で、仲卸業者から生鮮食料品等を購入する必要があると市長が特に認めたもの
- 3 第1項の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、登録申請書を市長 に提出しなければならない。
- 4 市長は、第1項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、同項の登録をしないものとする。

(令2条例20·改)

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 次条の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。
- (3) 暴力団員等であるとき。

(買出人の登録の取消し)

第26条 市長は、前条第1項の登録を受けた者(以下「買出人」という。)が次の各号 のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(令2条例20·改)

- (1) 市場において仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。
- (2) 前条第2項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

- (3) 前条第4項第1号又は第3号に該当することとなったとき。
- (4) 販売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるとき。 第5節 関連事業者

(関連事業者の設置)

第27条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場の利用者に便益を提供するため、第3条に定める取扱品目以外の物品の 卸売を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者 に対し、市場内の施設において業務を営むことを許可することができる。

(平28条例45・改)

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可申 請書を市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第28条 市長は、前条第1項に規定する業務を営むことについて同項の規定による許可 の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

(平28条例45・令2条例20・改)

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 第31条又は第69条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から 起算して2年を経過しない者であるとき。
- (4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認めるとき。
- (5) 法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号又は第2号に該当する者があるとき。
- (6) 暴力団員等であるとき。

(保証金の預託)

第29条 第27条第1項に規定する業務を営むことについてその許可を受けた者(以下「関連事業者」という。)は、当該許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長

に預託しなければならない。

(平28条例45・改)

- 2 関連事業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。 (保証金の額)
- 第30条 関連事業者の預託すべき保証金の額は、第65条第1項に規定する使用料の月額 の6倍に相当する額の範囲内において、規則で定める。
- 2 第9条から第11条までの規定は、前条第1項の保証金について準用する。

(令2条例20 · 改)

(関連事業者の許可の取消し)

第31条 市長は、関連事業者が第28条第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに 該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有 しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(平28条例45・令2条例20・改)

- 2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由なく、第27条第1項の規定による許可の通知を受けた日から起算して 1月以内に、第29条第1項の保証金を預託しないとき、又はその業務を開始しないと き。

(平28条例45・改)

- (2) 正当な理由なく、引き続き1月以上その業務を休止したとき。
- (3) 正当な理由なく、その業務を遂行しないとき。

(関連事業者に対する規制等)

第32条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務について必要な指示等をすることができる。

(平28条例45·改)

2 市長は、監督上特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は 財産に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(準用規定)

第33条 第20条及び第21条の規定は関連事業者について準用する。

(平28条例45・改)

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第34条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

- 第35条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又 は相対取引の方法によらなければならない。ただし、次に掲げる場合であって市長が 指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。
 - (1) 市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合
 - (2) 市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合
- 2 卸売業者は、物品の売買取引の方法を設定し、又は変更しようとするときは、その 売買取引の方法を市場内の卸売場の見やすい場所に掲示する等の方法により、関係者 に十分周知しなければならない。

(卸売単位)

- 第36条 卸売業者は、卸売単位を定めようとするとき、又は当該卸売単位を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により承認した卸売単位が不適当となったと認めるときは、そ の変更を命ずることができる。

(卸売業者の業務の規制)

第37条 卸売業者は、本市の区域内において第3条に規定する取扱品目の部類に属する 物品の販売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸 売をする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければ ならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(令2条例20·改)

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、第75条に規定する甲府市地方卸売 市場青果部取引委員会又は甲府市地方卸売市場水産物部取引委員会(次項並びに第46 条第2項及び第3項において「市場取引委員会」という。)に報告しなければならない。
- 3 市場取引委員会は、第1項の規定による届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するも

のとする。

4 市長は、第1項の規定による届出に係る販売が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めたときは、卸売業者に当該業務の中止その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(卸売業者による差別的取扱いの禁止等)

第38条 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(令2条例20・全改)

2 卸売業者は、市場における卸売のための委託の申込みがあった場合には、その品質 に問題がある等、正当な理由がなければその引受けを拒んではならない。

(令2条例20・全改)

(卸売の相手方の制限)

- 第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以 外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合 であって、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないときは、 この限りでない。
 - (1) 市場における入荷量が著しく多いため、又は市場に出荷された物品が仲卸業者 及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合
 - (2) 市場の仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後、残品を生じた場合
 - (3) 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売 の方法以外の方法によっては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難で ある物品を、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場 合
 - (4) あらかじめ締結した契約に基づき、他の卸売市場等に卸売をする場合
- 2 前項ただし書の規定により仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をした卸売業者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者についての卸売の相手方としての買受け)

第40条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、卸売の相手方としての買受けに

ついては、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないようにしなければならない。

(令2条例20·全改)

第41条 削除

(令2条例20)

(受託契約約款)

- 第42条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約 約款を定めることができる。
- 2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたとき、又は変更したときは、規則で定めるところにより、市長に届出をするとともに、関係者に十分周知しなければならない。

(令2条例20・改)

(販売前における受託物品の検収)

第43条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会い、その了承を得られたときは、この限りでない。

(平23条例19・改)

2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(卸売をした物品の相手方の明示及び引取り)

- 第44条 卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲 卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。
- 2 仲卸業者及び売買参加者は、速やかに、卸売業者から卸売を受けた物品を引き取らなければならない。
- 3 仲卸業者又は売買参加者が前項の規定による引取りを怠ったと認められるときは、 卸売業者は、当該仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をし ないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せ

り売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税額及び地方消費税額(以下「消費税額等」という。)に相当する額を加えた価格をいう。以下同じ。)が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(仲卸業者の業務の規制)

- 第45条 仲卸業者は、市場内においては、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品 について、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為について、 市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合は、この限りでない。
 - (1) 販売の委託の引受けをすること。
 - (2) 市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売すること。
- 2 前項ただし書の規定により市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した仲卸業 者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 第46条 仲卸業者は、本市の区域内において、その許可に係る取扱品目の部類に属する 物品の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除 き、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該届 出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、市場取引委員会に報告しなければ ならない。
- 3 市場取引委員会は、第1項の規定による届出に係る販売について意見を述べることができる。この場合において、市場取引委員会は、委員の少数意見にも十分配慮するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による届出に係る販売が仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を 阻害するおそれがあると認めたときは、仲卸業者に当該業務の中止その他必要な改善 措置をとるべき旨を命ずることができる。

(売買取引の制限)

第47条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当 するときは、指定管理者は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命 ずることができる。

(平23条例19・改)

- (1) 談合その他不正な行為があると認めるとき。
- (2) 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。
- 2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、売買を差し止めることができる。
 - (1) 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。
 - (2) 買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害物品の売買禁止等)

第48条 市長及び指定管理者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないよう 努めるものとする。

(平23条例19・改)

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 指定管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。

(平23条例19・改)

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第48条の2 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、公表しなければならない。

(令2条例20)

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額

(売買取引の結果等の公表)

第49条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、 当該物品ごとに規則で定める時刻までに、品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を 指定管理者に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(平23条例19・令2条例20・改)

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品
- (2) 相対取引により当日卸売をする物品(次号に掲げる物品を除く。)
- (3) 第39条第1項ただし書の規定(同項第2号に該当する場合を除く。)により、当日卸売をする物品
- 2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる物品について、品目ごとの主要な産地、卸売の数量並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を指定管理者に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(平23条例19・令2条例20・改)

- (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をした物品
- (2) 相対取引により当日卸売をした物品(次号に掲げる物品を除く。)
- (3) 第39条第1項ただし書の規定により、当日卸売をした物品
- 3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額(第48条の2第4号及び第6号の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(令2条例20)

4 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売価格を指定管理者に報告しなければならない。

(平23条例19・令2条例20・改)

(卸売予定数量等の公表)

第50条 指定管理者は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに、主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地並びに前開場日に卸売された主要な品目ごとの数量及び卸売価格を市場内の卸売場の見やすい場所に掲示するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(平23条例19・令2条例20・改)

2 指定管理者は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当日卸売された物品について、売買取引の方法ごとに、主要な品目ごとの主要な産地、卸売の数量及び卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。この場合において、品目ごとの卸売価格については、高値、中値及び安値に区分してするものとする。

(平23条例19・令2条例20・改)

3 指定管理者は、売買取引の方法及び決済の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(令2条例20)

(仕切り及び送金)

- 第51条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(世り売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額に係る消費税額等に相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第56条ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の消費税額等に相当する金額)、控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額等を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を、委託者に対し、その卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに送付しなければならない。
- 2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約をしたときは、 その特約に関する書面を備え付け、市長の求めに応じこれを提出しなければならない。 (委託手数料の率)
- 第52条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から収受する委託手数料(卸売をした物品の卸売価格に数量を乗じて得た額の合計額に料率を乗じて得た額とする。)の率を定めようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場

合も、同様とする。

- 2 市長は、前項の委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするもの であるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の率の変更を命ずる ことができる。
- 3 委託手数料の率の対象その他必要な事項は、規則で定める。
- 4 卸売業者は、第1項の委託手数料の率を市場内の卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により、委託者に周知しなければならない。

(売買仕切金の前渡し等)

- 第53条 卸売業者は、出荷者に対し、売買仕切金の前渡し、売買仕切金の支払を担保する保証金の差入れ又は出荷を誘引するための資金の貸付け(第3項において「売買仕切金の前渡し等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書 を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る売買仕切金の前渡し等が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。 (出荷奨励金の交付)
- 第54条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対し出荷奨励金を交付することができる。
- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書 を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(買受代金の即時支払義務)

第55条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると 同時(卸売業者があらかじめ仲卸業者又は売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、 その特約において定められた期日まで)に、買い受けた物品の代金(買い受けた額に 消費税額等に相当する額を加えた金額とする。次項において同じ。)を支払わなけれ ばならない。

- 2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、速やかに、買い受けた物品 の代金を支払うよう努めなければならない。
- 3 卸売業者は、第1項に規定する支払猶予の特約をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとする場合も、 同様とする。
- 4 市長は、前項の規定による届出が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該届出に係る特約の内容の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - (1) 当該特約が、他の仲卸業者又は売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
 - (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ 健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

(卸売代金の変更の禁止)

第56条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金を変更してはならない。ただし、規則で定めるところにより、指定管理者の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(平23条例19・改)

(完納奨励金の交付)

- 第57条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて仲 卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付することができる。
- 2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書 を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(決済の方法)

第57条の2 市場における売買取引の決済は、第51条から前条までに定めるもののほか、 取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払 期日までに行わなければならない。

(令2条例20)

第4章 業務に関する品質管理

(令2条例20・全改)

(物品の品質管理)

第58条 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、食品衛生法(昭和22年法律第 233号) その他食品安全に関する法令に即した方法により、品質管理を行わなければならない。

(令2条例20·全改)

第5章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定)

第59条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、指定管理者が指定する。

(平23条例19・改)

2 指定管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると 認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対し、市場施設の使用 を許可することができる。

(平23条例19・改)

3 前項の規定による許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金 を市長に預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつ き市長の承認を受けた者については、この限りでない。

(令2条例20・改)

4 前項の保証金の額は、第65条第1項に規定する使用料の月額の6倍に相当する額の範囲内において、規則で定める。

(用途変更、転貸等の禁止)

第60条 前条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若

しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

- 第61条 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原 状に変更を加えてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 2 使用者が前項ただし書の承認を受けて市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し、返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第62条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務の許可の取消しその他の理由により 市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、指定管 理者の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければなら ない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(平23条例19・改)

(指定又は許可の取消しその他の規制)

第63条 指定管理者は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上 必要があると認めるときは、使用者に対し、使用の指定若しくは許可の全部若しくは 一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることがで きる。

(平23条例19・改)

(補修命令)

第64条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その 補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第65条 使用者及び取引参加者は、別表に掲げる金額の範囲内において、規則で定める額の使用料及び手数料を納付しなければならない。

(令2条例20・改)

- 2 使用料は、月単位で徴収するものとする。
- 3 市場において使用する電気、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の

維持等に要する費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

- 4 第60条ただし書の規定により、市場施設を本来の用途以外の用途に使用するときは、市長は、使用者にその本来の用途の使用料に相当する額を納付させることができる。
- 5 使用者は、使用の指定又は許可を受けた市場施設を使用しない場合であっても使用 料を納付しなければならない。使用期間を定めた場合に、その期間内に使用を廃止し たときも、同様とする。
- 6 使用料及び手数料の納付について必要な事項は、規則で定める。

(令2条例20・改)

(使用料の減免)

- 第66条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。
 - (1) 使用者の責めに帰すことができない理由により市場施設を使用できない期間が 3日以上続いたとき。
 - (2) 第63条の規定により市場施設の使用の停止期間が3日以上続いたとき。
 - (3) 使用者が国若しくは地方公共団体であるとき、又は市長が特別の理由があると認めるとき。

第6章 監督

(報告及び検査)

- 第67条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人 の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては ならない。

(改善措置命令)

第68条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要が

あると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 3 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第69条 市長は、卸売業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第6条の2第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(令2条例20・改)

- 2 市長は、仲卸業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、5万円以下の過料を科し、第14条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、売買参加者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく 処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措 置を命じ、5万円以下の過料を科し、第22条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の 期間を定めて市場への入場の停止を命ずることができる。
- 4 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく 処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措 置を命じ、第27条第1項の規定による許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてそ の許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 5 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したと

き。

- (2) せり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な 処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。
- (3) その職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。
- (4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。
- 6 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

第7章 市場運営協議会

(市場運営協議会の設置等)

- 第70条 市場の業務の運営、市場施設の整備その他重要事項を調査審議するため、甲府 市地方卸売市場運営協議会(以下「市場運営協議会」という。)を置く。
- 2 市場運営協議会は、市長の諮問に応じ、市場の業務の運営その他必要な事項について調査審議し、答申するものとする。

(組織)

- 第71条 市場運営協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を 置くことができる。
- 3 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。 (任期等)
- 第72条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 専門委員の任期は、市長がその都度定める。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の選任)

第73条 市場運営協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、市場運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第74条 この章に定めるもののほか、市場運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 市場取引委員会

(市場取引委員会の設置等)

- 第75条 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、甲府市地方卸売 市場青果部取引委員会及び甲府市地方卸売市場水産物部取引委員会(以下これらを総 称して「市場取引委員会」という。)を置く。
- 2 市場取引委員会は、この条例に規定する開場の期日及び時間、卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法、卸売の業務を行う者に関する事項、買受人等関係事業者に関する事項、市場内の秩序の保持及び衛生に関する事項の変更に関し、及び市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に資するため、市長に意見を述べることができる。

(令2条例20 • 全改)

(組織)

第76条 市場取引委員会は、それぞれ委員7人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

- 第77条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、非常勤とする。

(委員長及び副委員長の選任)

- 第78条 市場取引委員会にそれぞれ委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により これを定める。
- 2 委員長は、市場取引委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第79条 委員長は、委員から発議があったときは、速やかに、市場取引委員会を開催するものとする。

(委任)

第80条 この章に定めるもののほか、市場取引委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(卸売業務の代行)

- 第81条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由 で卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業 者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売 業者にその卸売の業務を行わせるものとする。
- 2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいないとき、又は他の卸売業者に 行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいない場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

- 第82条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合 並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、 物品の販売その他の営業行為をしてはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、市場外への退去を命ずることができる。 (市場への出入等に対する指示)
- 第83条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、指定管理者の指示に従わなければならない。

(平23条例19・改)

2 指定管理者は、前項の指示に従わない者に対し、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。

(平23条例19·改)

(市場秩序の保持等)

第84条 取引参加者及び市場に入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

(令2条例20・改)

2 指定管理者は、市場の秩序を保持し、又は公共の利益を保護するため必要があると 認めるときは、取引参加者及び市場入場者に対し、取引の制限、入場の制限その他必 要な措置を講ずることができる。

(平23条例19・令2条例20・改)

(許可等の制限又は条件)

- 第85条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には制限又は条件を付することができる。
- 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図る ため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不 当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第86条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の甲府市中央卸売市場業務条例(以下「旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の甲府市地方卸売市場業務条例(以下「新条例」という。)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第77条第3項の規定により甲府市中央卸売市場運営

協議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に新条例第71条第3項の規定により市場運営協議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、新条例第72条第1項本文の規定にかかわらず、平成24年8月11日までとする。

5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例 第22号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略

6 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例(昭和 43年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略

7 甲府市事務分掌条例(昭和48年4月条例第22号)の一部を次のように改正する。

次のよう 略

附 則(平成23年9月22日条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月18日条例第38号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月22日条例第45号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則(令和2年3月30日条例第20号)

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

別表 (第65条関係)

(平24条例7・平28条例45・令2条例20・改)

種別	金額 (月額)
卸売業者市場使用料	卸売価格の1,000分の2.5に相当する額
卸売業者売場使用料	1平方メートルにつき 100円
卸売業者低温売場使用料	1平方メートルにつき 1,000円

 仲卸業者市場使用料		 第45条第1項ただし書の規定により買い
		入れた物品の売上金額(消費税額等を含
		む。)の1,000分の2.5に相当する額
仲卸業者売場使用料		1平方メートルにつき 520円
買荷保管積込所使用料		1平方メートルにつき 100円
配送センター買荷保管積込所	青果	1平方メートルにつき 980円
使用料	水産	1平方メートルにつき 1,200円
配送センターパック加工施設使用料		1平方メートルにつき 1,000円
倉庫使用料		1平方メートルにつき 370円
事務所使用料	甲	1平方メートルにつき 400円
	乙	1平方メートルにつき 500円
配送センター事務所使用料		1平方メートルにつき 850円
冷蔵庫使用料		建物機械一式 2,800,000円
常温冷蔵庫使用料	甲	建物機械一式 50,000円
	乙	建物機械一式 111,000円
	丙	建物機械一式 75,000円
定温倉庫使用料		1平方メートルにつき 920円
指定駐車場料金		1区画につき 3,000円
記章の交付に係る手数料		1件につき 1,000円

備考 消費税額等は、別途徴収する。